○観光庁告示第十号

通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第四十条の規定に基づき、特定非営利活動法人日本文化体験交流塾（登録研修機関第六号）から研修業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により次のとおり公示する。

令和七年十一月十日

観光庁長官　村田　茂樹

一　研修業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	東京都港区芝公園三の五の八　機械振興会館本館Ｂ百九
変更後	東京都港区芝公園三の五の八　機械振興会館本館Ｂ二〇八

二　変更の年月日　令和七年二月九日

○関東地方整備局告示第二百二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号	茅野市宮川字素麺畑四四五三番一地先から同市宮川字下河原四三九九番七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月十日

国会事項

衆議院

質問書提出

十一月六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

旧統一教会の政治的関与に関する質問主意書（大西健介提出）

部落差別の実態に係る調査と今後の施策に関する質問主意書（八幡愛提出）

原状回復費用を積み立てない太陽光発電事業者に関する質問主意書（島田洋一提出）

パワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントに係る慰謝料等の国際比較及び制度的課題に関する質問主意書（八幡愛提出）

土壌医の位置付けに関する質問主意書（八幡愛提出）

ＡＶ新法に必要な見直しの着手に関する質問主意書（八幡愛提出）

人事異動

内閣

森　美樹夫　笠原　謙一　横田　賢司
齊藤　純　三上　明輝　田島　浩志
清水　亨　野口　泰　内田　浩行

特命全権大使に任命する

判事　伊藤　雅人

高等裁判所長官に任命する（以上十一月五日）

内閣府

総務大臣　林　芳正
法務大臣
外務大臣　平口　洋
財務大臣　茂木　敏充
文部科学大臣　片山さつき
厚生労働大臣　松本　洋平
農林水産大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　鈴木　憲和
国土交通大臣　赤澤　亮正
環境大臣　金子　恭之
防衛大臣
内閣官房長官
デジタル大臣
復興大臣　石原　宏高

内閣府特命担当大臣　小泉進次郎
同　片山さつき
同　黄川田仁志
中央交通安全対策会議委員に任命する（各通）（十一月五日）
総務大臣　林　芳正
法務大臣
外務大臣　平口　洋
財務大臣　茂木　敏充
内閣府特命担当大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
内閣府特命担当大臣　金子　恭之
国土交通大臣
環境大臣　石原　宏高
内閣府特命担当大臣　小泉進次郎
防衛大臣　木原　稔
内閣官房長官
デジタル大臣　松本　尚
内閣府特命担当大臣　牧野　京夫
復興大臣　（牧野たかお）
国家公安委員会委員長　赤間　二郎
内閣府特命担当大臣　（あかま二郎）
内閣府特命担当大臣　黄川田仁志
同　城内　実
高齢社会対策会議委員に任命する（各通）（十一月六日）　小野田紀美

最高裁判所

簡易裁判所判事　松藤　和博
熊本簡易裁判所判事に補する
熊本簡易裁判所判事　梅崎　聖博
福岡簡易裁判所判事に補する（以上十月三十日）
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　吉川　健治
盛岡家庭裁判所判事に補する
兼ねて盛岡地方裁判所判事に補する
盛岡簡易裁判所判事に補する（十月三十一日）
判事兼簡易裁判所判事　武宮　英子
京都地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
京都簡易裁判所判事に補する